

○厚生労働省告示第二百九十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。

令和三年七月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

出 産	出 産
第3 器具及び容器包装 A～D (略) E 器具又は容器包装の用途別規格 1～3 (略) 4 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準 (1) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準 1. 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の容器包装は、ガラス瓶、合成樹脂製容器包装（ポリエチレン、エチレン・1－アルケン共重合樹脂、ポリアミド、ポリプロピレン又はポリエチレンテレフタレート（以下1.において「合成樹脂」という。）を用いる容器包装をいう。以下1.において同じ。）、合成樹脂加工紙製容器包装（合成樹脂加工紙（合成樹脂を用いる加工紙をいう。以下1.において同じ。）を用いる容器包装をいう。以下1.において同じ。）、金属缶（クリームの容器として使用するものに限る。以下1.において同じ。）又は組合せ容器包装（牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳にあっては合成樹脂及び合成樹脂加工紙を用いる容器包装、クリームにあっては合成樹脂、合成樹脂加工紙又は金属のうち二以上を用いる容器包装をいう。以下1.において同じ。）であって、それぞれ次の規格又は基準に適合す	第3 器具及び容器包装 A～D (略) E 器具又は容器包装の用途別規格 1～3 (略) 4 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準 (1) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準 1. 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の容器包装は、ガラス瓶、合成樹脂製容器包装（ポリエチレン、エチレン・1－アルケン共重合樹脂、ポリアミド、ポリプロピレン又はポリエチレンテレフタレート（以下1.において「合成樹脂」という。）を用いる容器包装をいう。以下1.において同じ。）、合成樹脂加工紙製容器包装（合成樹脂加工紙（合成樹脂を用いる加工紙をいう。以下1.において同じ。）を用いる容器包装をいう。以下1.において同じ。）、金属缶（クリームの容器として使用するものに限る。以下1.において同じ。）又は組合せ容器包装（牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳にあっては合成樹脂及び合成樹脂加工紙を用いる容器包装、クリームにあっては合成樹脂、合成樹脂加工紙又は金属のうち二以上を用いる容器包装をいう。以下1.において同じ。）であって、それぞれ次の規格又は基準に適合す

るものであること。

a (略)

b 合成樹脂製容器包装及び合成樹脂加工紙製容器包装は、次の条件に適合するものであること。

①～③ (略)

(削る)

④～⑥ (略)

るものであること。

a (略)

b 合成樹脂製容器包装及び合成樹脂加工紙製容器包装は、次の条件に適合するものであること。

①～③ (略)

④ 内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂は、添加剤を使用してはならない。ただし、内容物に直接接触する部分にポリエチレン又はエチレン・1－アルケン共重合樹脂を使用する場合であって、次のいずれかに該当する場合には、その限度においては、この限りでない。

イ 内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂 1 kg に対しステアリン酸カルシウム（日本薬局方に規定するステアリン酸カルシウムに限る。）を2.5 g 以下又はグリセリン脂肪酸エステル（第2 添加物の部に規定するグリセリン脂肪酸エステルの成分規格に適合するものに限る。）を0.3 g 以下使用する場合

ロ 内容物に直接接触する部分に二酸化チタン（第2 添加物の部に規定する二酸化チタンの成分規格に適合するものに限る。）を使用する場合

⑤～⑦ (略)

○厚生労働省告示第百九十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）第十八条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和二十四年厚生省告示第百七十号）の一部を次の表のように改正する。
令和三年七月三十日
厚生労働大臣 田村 憲久
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第3 器具及び容器包装 A～D （略） E 器具又は容器包装の用途別規格 1～3 （略） 4 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準 (1) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準 1. 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の容器包装は、ガラス瓶、合成樹脂製容器包装（ポリエチレン、エチレン・1－アルケン共重合樹脂、ポリアミド、ポリプロピレン又はポリエチレンテレフタレート（以下1.において「合成樹脂」という。）を用いる容器包装をいう。以下1.において同じ。）、合成樹脂加工紙製容器包装（合成樹脂加工紙（合成樹脂を用いる加工紙をいう。以下1.において同じ。）を用いる容器包装をいう。以下1.において同じ。）、金属缶（クリームの容器として使用するものに限る。以下1.において同じ。）又は組合せ容器包装（牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳にあっては合成樹脂及び合成樹脂加工紙を用いる容器包装、クリームにあっては合成樹脂、合成樹脂加工紙又は金属のうち二以上を用いる容器包装をいう。以下1.において同じ。）であって、それぞれ次の規格又は基準に適合するものであること。 a （略）	第3 器具及び容器包装 A～D （略） E 器具又は容器包装の用途別規格 1～3 （略） 4 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準 (1) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準 1. 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の容器包装は、ガラス瓶、合成樹脂製容器包装（ポリエチレン、エチレン・1－アルケン共重合樹脂、ポリアミド、ポリプロピレン又はポリエチレンテレフタレート（以下1.において「合成樹脂」という。）を用いる容器包装をいう。以下1.において同じ。）、合成樹脂加工紙製容器包装（合成樹脂加工紙（合成樹脂を用いる加工紙をいう。以下1.において同じ。）を用いる容器包装をいう。以下1.において同じ。）、金属缶（クリームの容器として使用するものに限る。以下1.において同じ。）又は組合せ容器包装（牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳にあっては合成樹脂及び合成樹脂加工紙を用いる容器包装、クリームにあっては合成樹脂、合成樹脂加工紙又は金属のうち二以上を用いる容器包装をいう。以下1.において同じ。）であって、それぞれ次の規格又は基準に適合するものであること。 a （略）

b 合成樹脂製容器包装及び合成樹脂加工紙製容器包装は、次の条件に適合するものであること。

①～③ (略)
(削る)

④～⑥ (略)

b 合成樹脂製容器包装及び合成樹脂加工紙製容器包装は、次の条件に適合するものであること。

- ①～③ (略)
- ④ 内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂には、添加剤を使用してはならない。ただし、内容物に直接接触する部分にポリエチレン又はエチレン・１－ア
ルケン共重合樹脂を使用する場合であって、次のいずれかに該当する場合には、
その限度においては、この限りでない。
- イ 内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂 1 kg に対しステアリン酸カル
シウム（日本薬局方に規定するステアリン酸カルシウムに限る。）を2.5 g 以下
又はグリセリン脂肪酸エステル（第2 添加物の部に規定するグリセリン脂肪
酸エステルの成分規格に適合するものに限る。）を0.3 g 以下使用する場合
- ロ 内容物に直接接触する部分に二酸化チタン（第2 添加物の部に規定する二
酸化チタンの成分規格に適合するものに限る。）を使用する場合
- ⑤～⑦ (略)